

一般社団法人御坊青年会議所 新型コロナウイルス対策ガイドライン

一般社団法人御坊青年会議所
理事長 山本 哲

本ガイドラインは、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、政府や各都道府県により出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門会議による提言等を踏まえ、会議、例会、事業等の担当室（委員会）は当対策を施した会場設営をする義務も含めて、これを当会議所の会議等における「一般社団法人御坊青年会議所新型コロナウイルス対策ガイドライン」と制定する。

①総会・例会・事業

総会・例会については一般社団法人御坊青年会議所新型コロナウイルス感染防止対策（以下 JCI 御坊感染防止対策）をとった上で開催することとする。Zoom 等を活用し WEB 方式、WEB ハイブリッド方式も推奨するものとする。

対外事業については JCI 御坊感染防止対策をとり、各イベント等に該当する各種ガイドラインを参考に企画することとするが、開催時期の状況等を加味し、事業参加者の感染防止対策の十分性について慎重に協議の上、最終的に開催の可否を理事会にて決定するものとする。

また、総会・例会・事業において、開催時期の状況等を加味し、開催の中止並びに延期、規模縮小の判断が必要な場合は、スタッフ会議にて対応を協議の上、その対応策を理事の書面または電磁的記録による意思表示により決議を行う。その際に直前理事長、監事に意見を求める。決議はその都度定めた期間中に理事の2分の1以上の意思表示のもと、その構成員の過半数をもってこれをなす。但し、監事が当核決定事項に異議を述べた場合はこの限りではない。

②スタッフ会議・理事会

JCI 御坊感染防止対策をとった上で開催するものとする。また状況に応じて WEB 方式、WEB ハイブリッド方式にて開催するものとする。

③室会議（委員会）

室会議（委員会）を開催する場合は JCI 御坊感染防止対策をとった上で対面での開催を許可する。その際、担当の室長もしくは委員長は専務理事に対し事前に開催日時、開催場所を申告し、会議終了後は速やかに出席者名簿、会議時間等を報告する。10名以上が集まる場合 WEB 方式、WEB ハイブリッド方式を推奨する。委員会活動における県外への外出は原則として禁止する。しかし、必然性が避けられない場合などは事前に専務理事に報告した上で、理事長、専務理事、副理事長で判断を決定することとする。

④ J C I 日本、近畿地区協議会、和歌山ブロック協議会等の諸会議

出席を求められた場合はその都度理事長、専務理事、副理事長で協議し対応する。

⑤ JCI 日本、近畿地区協議会、和歌山ブロック協議会が主催する各種大会、事業等

スタッフ会議、理事会にて対応を協議する。緊急で協議できない場合は特例として理事長の判断で決定するものとする。

⑥ 出向活動

出向活動については出向先の判断とする。但し、出向先にて JCI 御坊感染防止対策に準ずる対策がとられていない場合は自粛することを推奨する。

出向者は出向先の会議・事業に出席する旨を専務理事に事前に報告することを義務とする。(内容、場所、日時、移動手段等) また、帰郷後に多面多岐な事情を鑑みて理事長の判断で一定期間御坊青年会議所の活動に出席を禁じられる場合があるが、出向者はこれを拒否できないものとする。

⑦ 出席義務の免除

基本的に会員は自身の体調の優れない場合、出席予定の会議等への出席を原則として禁止する。

会員が新型コロナウイルス感染者と濃厚接触が認められた場合(保健所より通告を受けた場合(PCR検査の結果が陰性である場合を含む))濃厚接触日より14日間(若しくは保健所の隔離処置が解けるまで)は全ての活動への出席義務を免除する。また家族内、会社内等で濃厚接触者が確認された場合、または濃厚接触者と一定期間内に接触したと思われる場合もこれに準ずる取り扱いとする。さらに特定の会員に対して、多面多岐な事情を鑑みて特例的に理事長の判断で御坊青年会議所の活動への出席義務を免除する。

これらにおいて会員の欠席事由は病欠の扱いとする。また、これらの会員は理事長の判断により特例で(一社)御坊青年会議所定款に定められている全項目の議決権を持つ構成員の定数から、一定期間除外できるものとする。

⑧ 会員内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合

当事者は原則、当日中に専務理事もしくは所属室長、所属委員長に報告することを義務とし、報告を受けた者は原則、当日中に理事長、専務理事、副理事長に報告する。この報告を受けた上で理事長は速やかに当会議所の全ての活動を停止させた上、県、保健所、自治体、その他関係機関の調査に全面的に協力するとともに、緊急に専務理事、副理事長と対応を協議し、以後の活動方針を示し、これを速やかに会員に通告する。

⑨ その他

新型コロナウイルスの感染拡大状況において、緊急を要する事態と理事長が判断した場合に、御坊青年会議所の全ての活動を速やかに中止させ、一定期間の活動停止、関係機関への協力等を決定することができるものとする。

理事長が新型コロナウイルスに罹患している場合、またはその他の事由により欠けている場合、本ガイドラインに記載されている事項の理事長が有する決定権は(一社)御坊青年会議所定款第31条2項の定めに基づき副理事長が代行するものとする。

当団体は、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を会員並びに関係者に推奨することで、感染拡大の防止に努める。

また会員個人の仕事、経済活動、プライベートにおいても各種業界の感染症対策ガイドラインに沿って責任ある行動をすることを徹底する。

附則

本ガイドラインが（一社）御坊青年会議所定款の規定事項と異なる場合には、本ガイドラインが優先して適用されるものとする。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更の他、感染拡大の動向や専門家の知見等も踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。